

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

確定申告の必要書類はお早めにご準備ください

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが今春に季節性インフルエンザと同じ5類へ移行される、と報道されました。3年以上続いた新型コロナウイルスへの対応が大きく変わります！コロナ禍での申告は、期限の延長や様々な特例が設けられましたが、ようやく税務申告もコロナ前の状態へ戻ることになります。とはいえ、令和4年分確定申告の申告時期である令和5年2月16日から3月15日までは、感染者は7日間、濃厚接触者は5日間の待機が原則として強制されることになります。待機期間中はお客様とお会いすることができません。それは、当事務所の職員が感染した場合も同じです。ですので、確定申告作成に必要な書類について早め早めのご準備をよろしくお願い致します。郵送、メール、LINE等でも構いません。ご相談下さい。何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

今年の確定申告において注意点

○ 住宅を新築等された方へ
→ 住宅ローン控除を適用できます。
令和4年以降の住宅ローン控除の要件が複雑化しております。住宅の種類、入居時期によって限度額や控除率、控除期間が異なりますので、これまで以上に注意が必要です。判断の際に書類確認が重要となります。書類はしっかり管理しましょう。

○ 副収入の申告もれにご注意ください。
ネットオークションやフリマアプリでの所得（生活に使用した資産を売却した場合は売却益は非課税です。） → 業務に係る雑所得
家庭教師やベビーシッター等の副業による所得 → 業務に係る雑所得
暗号資産の売却等 → その他の雑所得
競馬等のギャンブルから生じた所得 → 一時所得
これらの副収入は確定申告が必要となります。
令和4年分の収入のうち、判断に迷う場合があれば、担当者へご相談ください。収入金額によっては、帳簿の備付けや収支内訳書の添付が必要となります。

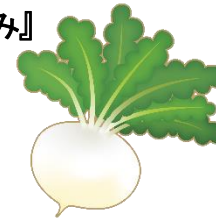
日本の農産物高くても買いましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。（日本の農産物を高く買う国民運動連盟）

～～ 講演会のご案内 ～～

テーマ 『食と健康 桜島大根のめぐみ』

講師 加治屋 勝子 先生

鹿児島大学農学部・食料生命科学科・
生分子機能学研究室・研究教授



演題

『モンスターラディッシュ（桜島大根）で血管の病気を防ぐ』

先生のプロフィール

出身：鹿児島県南さつま市

大学：大学で管理栄養士の資格を取得
卒業論文で緑茶の研究

大学院：職で病気を予防する！分析技術や機能性評価法を習得
本格的な研究：医学部で、医者のお卵を育てつつ、病気のことを知るための医学研究を行う。主に循環器疾患について学び、最先端の研究技術に触れ、治療法の開発や診断方法の確立に携わる。

予防医学研究：「病気になってから治療する」のではなく、「病気にならないようにしたい」という熱い気持ちを実行に移すため、鹿児島大学農学部に着任。

日時 2023年2月5日（日） 午後1時半から4時

場所 桜の馬場 城彩苑 多目的交流室（総合観光案内所2階）
住所：熊本市中央区二の丸1番1号
電話：096-288-5600

参加費 1,000円（資料代）

主催 市民塾・くまもと未来ステーション

連絡 渡邊：080-6427-3827
福富：090-9793-2567

血圧を下げる効果実証！！
血管機能向上成分 “トリゴネリン”



最近、血管を強く、しなやかに伸び縮みさせる成分“トリゴネリン”が他の農産物よりも桜島大根に多く含まれていることが発見されています。血管が固くなり血液の流れが悪いのを解消、血圧を下げるのに有効な“トリゴネリン”。食べて健康になれる、桜島大根について学ぶ講演会です。ぜひご参加ください♪

～～ 2月の税務～～

○2月1日（水）から3月15日（水）まで

・令和4年分贈与税の申告

1人の人が1月1日から12月31日までの1年間の間に贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。
したがって、1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。
（この場合、贈与税の申告は不要です。）

「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。
「相続時精算課税選択届出書」を受贈者が提出します。
なお、この特別控除額は贈与税の期限内申告を提出する場合のみ控除することができます。
また、前年以前にこの特別控除の適用を受けた金額がある場合には、2,500万円からその金額を控除した残額がその年の特別控除限度額となります。

？「相続時精算課税制度」とは？

原則として、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子や孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。
この制度の贈与者である父母または祖父母が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税を計算します。

○2月10日（金）

・1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

○2月16日（木）から3月15日（水）まで

・令和4年分所得税の確定申告

○2月28日（火）

・12月決算法人及び決算期の定めのない

人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税等）

・6月決算法人の中間申告（法人税・消費税等）

・消費税の年税額400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）



『確定申告に必要な書類』をお知らせします

確定申告時期に入りました。昨年の12月に当事務所より郵送又はメールにて「確定申告のご案内」を送付しておりますが、改めて『確定申告に必要な書類』をお知らせ致します。

なお、2月28日を過ぎましてのご依頼につきましては、**特別料金を頂きますので、何卒ご理解下さいませよう重ねてお願い申し上げます。余裕を持った適正な申告を行うため、皆様のご協力をよろしくお願い致します。**

詳しくは送付致しました「確定申告のご案内」をご覧ください。
担当者までお問い合わせください。

1. 所得金額の計算に必要なもの

- ①売上帳簿、収入明細(請求書、領収証、仕切書等)
- ②仕入帳、経費帳等、支払明細(請求書、領収証、J A購買等)
- ③現金出納帳、預金通帳のコピー、手形帳等
- ④棚卸表(在庫表)
- ⑤給与台帳(給与支払明細)
- ⑥牛の売却証明書
- ⑦固定資産税・不動産取得税の明細書、納付領収証
- ⑧源泉徴収票

※他に給与・年金(農業者年金も含まれます)・報酬を受け取られている方等

2. 所得控除に必要なもの

- ①扶養親族の氏名・生年月日・所得の有無・同居の有無
- ②配偶者の氏名・生年月日・所得の有無
- ③生命保険・地震保険料の控除証明書
- ④小規模企業共済掛金の証明書(領収証)
- ⑤健康保険料の支払金額、国民年金等の控除証明書

3. 申告に必要なもの

- ①所得税確定申告書・決算書・消費税申告書等
※昨年電子申告されていない方のみ届きます
- ②納付書(振替納税をされていない方のみ届きます)
- ③前年度の確定申告書・決算書の控え

4. 住宅ローン控除を利用される方

- ①土地・家屋の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本
- ②土地建物の売買契約書・工事請負契約書、増改築の場合は増改築工事証明書のコピー
- ③住民票の原本(令和4年1月1日以降のもの)
- ④金融機関から交付を受けた「住宅取得に係る借入金の年末残高証明書」の原本
- ⑤源泉徴収票の原本

5. 医療費控除・寄付金控除及び雑損控除を利用される方

- ①医療費控除の明細書・健康保険組合等が発行する「医療費の

お知らせ」

- ②セルフメディケーション税制の適用を受けられる方は領収証又は明細書
 - ③保険会社・市町村役場等からの医療費補填金、保険金等の明細
 - ④寄付金の証明書(寄付した団体等から交付されたもの)
 - ⑤源泉徴収票
 - ⑥り災証明書及び災害復旧費用の領収証等
6. 令和4年中に土地、建物等を譲渡、贈与等された方
- ①土地・建物等の譲渡契約書(コピー)・収用等証明書
 - ②譲渡代金の入金明細(通帳、証書等)
 - ・取得費等の明細、譲渡費用の明細
 - ・相続税の申告書控え(延納・物納申請書)
 - ・源泉徴収票



確定申告納期限について



確定申告の時期となりました。期間内(令和5年の場合は3月15日まで)に確定申告できなければ「期限後申告」となります。遅れた日数分、延滞税(年利最高14.6%)をあわせて支払う必要があり、場合によっては無申告加算税(最高20%)を納める必要が生じます。

延滞や無申告加算税は、本来の納税額に上乗せして納付する罰則的な税金です。また、青色申告の方は確定申告の期限に遅れると、青色申告55万円控除(電子申告の場合65万円)が受けられなくなるなどのペナルティが課されます。

税目	確定申告の相談と申告書の受付期間	納期限	振替日振替納税の場合
所得税及び復興特別所得税	令和5年2月16日(木) ～ 令和5年3月15日(水)	令和5年 3月15日(水)	令和5年 4月24日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和5年1月4日(水) ～ 令和5年3月31日(金)	令和5年 3月31日(金)	令和5年 4月27日(木)
贈与税	令和5年2月1日(水) ～ 令和5年3月15日(水)	令和5年 3月15日(水)	

参照HP: 政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201301/1.html>

企業シリーズ: 304

有限会社上河原《弘益社グループ》

～時は流れ、命は永遠に～

「直葬専門」の葬儀社が誕生しました

—最近急速に増えている「直葬」とは—

通夜、葬儀・告別式を一切行わず、ご遺体を安置場所から直接火葬場に運び、火葬によってのみお見送りする葬式のことです。

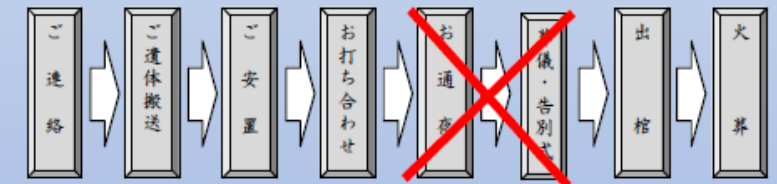


費用

¥165,000(税込)

※安置料1日分が上記金額に含まれております

【直送の流れ】



直葬をまごころ込めてお手伝いいたします

【会社情報】

会社名: 有限会社上河原
所在地: 熊本県熊本市中央区黒髪7-169
連絡先: 096-273-7211 (年中無休: 24時間対応)
※事前のご相談もお気軽にお問い合わせください。
アクセス: 豊肥本線竜田口駅より徒歩1分
駐車場完備



電子ニュース希望の方は mirai2030-shimada@memoad.jp まで

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>